

令和3年度ふぐ処理師試験受験案内



京都府

1 願書受付及び試験の日時・場所

	期 日	時 間	場 所
願 書 受 付	令和3年9月6日(月)から 令和3年9月10日(金)まで	午前 9:30~11:30 午後 1:30~ 4:30	(1) 京都府庁 生活衛生課 (府庁2号館3階) (2) 京都府保健所 ※京都市内の保健所を除く (3) 田辺総合庁舎、亀岡総合庁舎、 綾部総合庁舎及び宮津総合庁舎
	※ 上記の期間、時間以外の受付はしません。 ※ 郵送による受付はしません。		
学 科 試 験 鑑 別 試 験	令和3年10月24日(日)	午後1:30~3:00 (午後1:00集合)	長浜バイオ大学京都キャンパス河原町 学舎 (京都市上京区河原町通広小路上る) ※ 受験票裏面地図参照
実 技 試 験	令和3年10月31日(日)	午前 9:00~ 午後 5:00(予定)	京都調理師専門学校 (京都市右京区太秦安井西沢町4番5) ※ 受験票裏面地図参照

(注) 他の都道府県でふぐの処理に係る免許証をお持ちであれば、試験を受けることなく京都府知事に免許申請ができる場合があります。

詳しくは、京都府生活衛生課にお問い合わせください。(電話：075-414-4759)

学科・鑑別試験当日、実技試験のグループ割及び集合時間等をお知らせします。

実技試験の所要時間は1グループにつき約1時間30分です。

なお、実技試験の集合時間に係ること希望は、一切受け付けませんので御了承ください。

2 受験資格

- ふぐの処理に従事した経験年数が1年以上の者
- 調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1号に規定する調理師養成施設においてふぐの処理に関する課程を修了した者

※ 「ふぐの処理」とは、ふぐ処理業の認証を受けた施設でふぐ処理師の指示を受けて未処理のふぐ(いわゆる丸ふぐ)から肝臓、卵巣等の有毒部分を完全に除去することを言います。

なお、京都市では、平成23年3月まで(旧条例(ふぐの取扱い及び販売に関する条例)に基づく)ふぐ取扱業の認証施設として未処理ふぐを扱えない施設(B施設)がありました。

未処理ふぐを扱えない施設での従事は「ふぐの処理に従事した経験」とは認められませんので、注意してください。

3 試験科目及び出題数

	試験内容	制限時間	持ち物
学科試験	○試験科目：4科目各10問（計40問） ・公衆衛生関係法規 ・食品衛生学 ・京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例及び同条例施行規則 ・ふぐの性状 ○出題方式： 四肢択一（マークシート方式）	1時間30分	①受験票 ②HBの黒鉛筆 ③消しゴム
鑑別試験	種類鑑別：ふぐの写真 10問 ----- 臓器鑑別：ふぐの臓器の写真 5問		
実技試験	・丸ふぐ（未処理ふぐ）を3枚におろす ・可食部、不可食部に分ける ・臓器に名札を付ける	20分	①受験票 ②包丁 ③作業服及び帽子 ④タオル（5枚以上） ⑤ふぐ材料費（5,000円前後） ⑥ゼッケン （受験番号を記入したもの。 縦13cm×横18cm程度） ⑦安全ピン（4個） ⑧救急絆創膏 ⑨ふぐ廃棄用ビニール袋 1枚 （1~2kg程度 入るもの） ※ふぐは持ち帰れません

※ 実技試験で使用するふぐの費用は、5,000円前後です。
実技試験当日に徴収しますので忘れずにお持ちください。ふぐの費用を納入しなかった場合は、実技試験は受験できません。

4 合格基準

学科試験、鑑別試験及び実技試験の全てが合格基準を満たしている場合に合格となります。

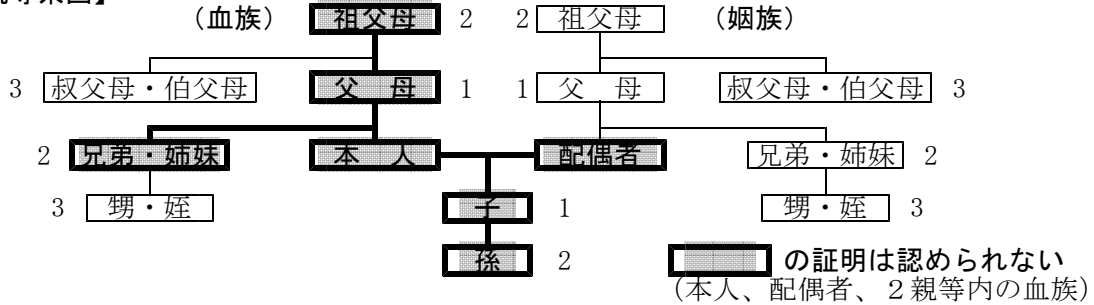
なお、実技試験前に学科・鑑別試験の成績発表は行いません。

試験		合格基準
学科試験		全体で6割以上正解し、かつ1科目でも平均点を著しく下回る科目がないこと。
鑑別試験	種類鑑別	6割以上正解
	臓器鑑別	原則、全問正解
実技試験		制限時間内に、 ・3枚におろす程度に調理していること。 ・臓器等が可食部、不可食部に正しく分けられていること。 ・すべての臓器に名札が正しく付けられていること。 なお、次の行為は不合格となります。 ・卵巣又は精巣を明らかに傷つけている。（包丁目が入っているなど） 注意： 1 臓器をシンクに流したり、タオルで拭き取ってしまうことで、表示する臓器の量が減少しないようにすること。 2 考慮すべき事例（両性のふぐ、内臓の異常等）があったときは、試験委員により個別に対応する。

5 願書提出時に必要な書類等

- (1) 受験願書
- (2) ふぐ処理業務従事証明書（受験願書裏面）又は調理師養成施設において、ふぐの処理に関する課程を修了した者であることを証する書類
 - ① 「ふぐの処理」とは、ふぐ処理業の認証を受けた施設でふぐ処理師の指示を受けて未処理のふぐ（いわゆる丸ふぐ）から肝臓、卵巣等の有毒部分を完全に除去することを言います。
 - ② 京都市内にあるふぐ処理業の認証施設には、未処理ふぐを取り扱えない施設（B施設）があります。この施設での従事は「ふぐの処理の従事した経験」とは認められませんのでご注意ください。
 - ③ 他府県の店で従事されている場合は、その店が未処理ふぐを扱える施設であることを証する認証書等の写しが必要です。
 - ④ 業務に従事したことの証明は、原則として当該施設の認証名義人（店主、代表取締役等）が証明してください。ただし、従事者と認証名義人が同一人、配偶者若しくは2親等以内の血族の場合又は廃業等によって認証名義人がいない場合は、所属団体長又は同業者が証明してください。

【親等系図】



- (3) 写真（受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面・上半身・無帽の縦4.5cm×横3.5cmのもので、裏面に氏名を記載したもの）
- (4) 受験手数料 6,630円（京都府収入証紙によること。）
 収入証紙は、願書受付前に購入してください。
 （京都府庁職員福利厚生センター1階府庁生協サービスコーナー、京都府保健所、京都府総合庁舎等で販売）
- (5) 上記(2)の書類の免除：平成28年度以降に受験した方で、受験票を添付した場合は上記(2)の書類は不要です。
 受験票を紛失された方は受付時に申し出てください。（受験願書紛失申出書を提出していただきます。）

6 合格発表

令和3年11月25日（木）午前9時

京都府庁、京都府保健所、田辺総合庁舎、亀岡総合庁舎、綾部総合庁舎、宮津総合庁舎で、「受験番号」により2週間掲示します。また、京都府ホームページにおいても「受験番号」を2週間掲載しますので、確認してください。

おって、合格者には、合格証書（ハガキ）を郵送します。

なお、電話による問い合わせには応じられません。

7 得点の開示

京都府個人情報保護条例第18条第1項の規定により令和3年11月25日（木）から12月24日（金）まで、希望者（受験者本人のみ）には、京都府庁生活衛生課及び京都府保健所で得点开示の手続きができます。受験票及び本人確認ができるものを持参ください。

8 その他

新型コロナウイルス感染症の影響等により、試験の実施方法等を変更し、又は試験を中止若しくは延期する場合があります。変更等がある場合には、京都府ホームページ（右のQRコード）にてお知らせします。



- ・ 受験願書の提出は、書類が揃っていれば代理の方でも構いません。
- ・ 受験願書の提出後、提出書類及び受験手数料はお返しできません。
- ・ 受験願書に虚偽の記載をしたり、虚偽の証明書を提出したことが判明した場合は、受験を拒否し、又は合格を取り消すことがあります。
- ・ 合格証書は受験願書に記載された住所に送付しますので、受験願書提出後、合格発表日までに転居される場合は、必ず郵便局に「転居届」を提出しておいてください。
- ・ 合格しているにも関わらず、合格証書が合格発表後10日しても到着しない場合は、速やかに京都府庁生活衛生課に申し出てください。
- ・ 不明な点は、下記までお問い合わせください。

京都府庁生活衛生課：075-414-4759

乙訓保健所：075-933-1241

山城北保健所：0774-21-2912

山城南保健所：0774-72-4302

南丹保健所：0771-62-4754

中丹西保健所：0773-22-6382


中丹東保健所：0773-75-1156

丹後保健所：0772-62-1361

(ふぐ処理業務従事証明書の記載例)

※記入漏れの無いように注意してください。

ふぐ処理業務従事証明書

従事者(受験者) 氏名	山城太郎	生年月日	大正 昭和 平成 40年 9月 2日生
上記の者は、 <u>令和元年 8月10日</u> から <u>令和3年 8月31日</u> まで、 次の施設においてふぐ処理の業務に従事したことを証明します。			
令和 3年 9月 1日			
法人名		株式会社京都府水産	
職名		代表取締役	
氏名		京都 太郎	
(個人の場合は認証名義人)			
電話 (123) 456-7890			
営業所所在地	京都府宇治市〇〇町2-2		
屋号	ふぐ料理 府方 営業細目 (飲食店)		
ふぐ処理業認証番号	山北保衛 第 123 号 の 1 (山城北) 保健所		
認証年月日	平成30年 2月 16日		
所属団体の長又は同業者の方が証明された場合は、下記について記入してください。			
証明理由 ※ 該当に○をつけてください。	認証名義人が右に 該当するため	1 従事者と同一人 2 従事者の配偶者	3 従事者の血族 4 その他 ()
同業者の方はその 営業の認証内容	(施設名) (認証年月日等) 年 月 日 第 号 () 保健所		
上記の者について、次のとおり指導したことを証明します。			
令和 3年 9月 1日 指導したふぐ処理師氏名		中丹次郎 	
指導したふぐ処理師の免許番号	第 12345 号		
指導期間	2年 0カ月間 (令和元年 8月 10日～令和3年 8月 31日)		
指導内容	未処理のふぐから肝臓、卵巣等の有毒部分を完全に除去することを 指導しました。 (ふぐの処理の経験を具体的に記入してください。)		

1年以上従事していることが必要

証明印は、個人店主の場合は個人実印、法人代表者の場合は法人代表者印を用いる(会社印、団体印、組合印ではない)

・京都市内の認証施設の場合、A施設であることが必要
・他府県の施設の場合、その施設が未処理ふぐを扱える施設であることを証する認証書等の写しが必要

同業者が証明した場合に記入

ふぐ処理師(個人)の印

1年以上指導していることが必要

ふぐの処理の経験を記入
(料理の経験ではない。)

※ 訂正は、二重線で見え消しし、訂正箇所証明者の証明印を押してください。